

令和 8 年度横浜市子どもアートセンター助成金 公募要項

1 趣旨

家庭環境等に関わらず、すべての子どもたちが文化体験に参加できる機会を創出することを目的に、「子どもアートセンター」事業として、子どもたちに文化体験（音楽、美術、ダンス等）を提供する取組に対し、助成金を交付します。

2 助成対象

(1) 対象となる事業

子どもたちに対し、放課後や休日に、身近な地域で気軽に立ち寄れる場において、定期的に文化体験機会を提供する取組で、次のすべてを満たすもの。

- ア 子ども（0才から18才）を対象とするもの。ただし保護者や19才以上の者の参加も妨げない。
- イ 令和8年7月から令和9年2月までの間に、月1回程度の頻度で7回以上実施するもの。
- ウ 無料で提供するもの。材料費と保険料の徴収は可とするが、事務局の承認を得ること。
- エ 文化体験機会の提供は活動実績のあるアーティストが行うもの。

(2) 対象外となる事業

次の活動は対象外とします。

- ア 本助成金のほかに、横浜市から補助金または助成金の交付を受けるもの。
- イ 党・政治的団体としての活動を目的とするもの。
- ウ 宗教の布教を目的とするもの。
- エ 主として営利を目的とするもの。
- オ 公序良俗に反する等支援対象として適当でないもの。

(3) 対象となる団体

次のすべてを満たす団体を対象とします。

- ア 営利を目的としない芸術団体、市民団体、NPO法人、またはこれに準ずる任意団体。
- イ 団体規約等を有し、団体の意思を決定、執行する組織が確立され、自らで経理を行う会計組織を有する団体。
- ウ 事業完了後の報告会及び助成対象団体との交流や連携に主体的に参加できる団体。

(4) 対象外となる団体

次の団体は対象外とします。

- ア 国、地方自治体による基本金その他これに準じるものの出資を受けている団体。
- イ 暴力団。（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- ウ 法人にあつては、代表者または役員のうち暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）に該当する者がある団体に該当する者がある団体。
- エ 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当する団体。

(5) 対象となる文化体験の実施場所

公共施設、地域活動スペース、コミュニティカフェ等の広く一般に開かれた空間、または、こども食堂、学習支援の場等のこどもの居場所とします。原則同一箇所での定期的な提供とします。

3 助成金

こどもたちにどんな体験してもらいたいのか、それを踏まえたプログラムの企画内容等について提案（所定の申請用紙に記載）いただき、事務局での審査を経て、助成対象事業に採択された場合、助成金を交付します。

なお、採択にあたっては、こどもたちの参加のしやすさ、創造性の発揮、実現可能性の視点で選定します。また、地域バランス等を考慮します。

(1) 助成金額、ほか

申請額を踏まえ、助成対象経費のうち **20万円から40万円**の範囲内で助成

※ 同一年度の助成は1団体1事業までとします。

※ 同一事業の助成は2年までとします。

※ 審査の結果、申請額を下回る金額で交付決定する場合があります。

(2) 助成対象経費

事業を実施するために必要な経費のうち、次の経費を対象とします。

項目	該当するもの
諸謝金	・アーティストへの謝金 ・当日運営従事者への謝金 ・指導者及び司会等、事業協力者への謝金
旅費・交通費	・事業実施のために利用する公共交通機関の交通費（日当は対象外） ・外部の事業協力者が、打合せ会場や事業会場までに要する交通費・宿泊費等の実費
材料費	・事業に使用する消耗品費 ・ワークショップ等の材料費
印刷費 デザイン費 広報費	・広報ポスター・チラシ、当日プログラム等のデザイン及び印刷費 ・打合せ資料やアンケート等のコピー代 ・事業の周知や募集のための広告費
通信運搬費	・広報ポスター・チラシの郵送料 ・外部の事業協力者との打合せ資料の郵送料 ・事業にかかる道具、作品の運搬費
手数料	・助成対象経費の支払に係る振込手数料 ・ピアノ調律費
保険料	・事業にかかるイベント保険料 ・外部の事業協力者にかかる傷害保険料

使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に係る会場及び付帯設備の使用料及び借上料 ・ 事前打合せ・練習等に係る会議室等及び付帯設備費の使用料及び借上料 ・ 事業にかかる各種機材の賃借料 ・ 事業に係るバス・トラック等の借上料 ・ 事業に係る駐車場代 ・ 事業に係る著作権料
コーディネート費	<ul style="list-style-type: none"> ・ アーティストとの事前調整 ・ 事業実施当日の現場立会い

4 応募方法・問合せ先

(1) 提出書類

「必要事項を記入した申請用紙」、「定款・会則にあたる団体の規約等」を一部ずつ、ステープラーで留めずに、下記、提出先までご郵送ください。

(2) 提出期間

令和8年4月30日（木）から5月20日（水）まで（必着）

(3) 問合せ・提出先

こどもアートセンター事務局（ST スポット横浜、横浜市にぎわいスポーツ文化局文化振興課）

〒220-0004 横浜市西区北幸 1-11-15 横浜 ST ビル B1

電話：045-325-0410 FAX：045-325-0414

5 スケジュール概要

令和8年4月30日～5月20日	申請書提出
令和8年6月上旬	アドバイザーボードの開催
令和8年6月中旬	採択または不採択の通知
令和8年7月～令和9年2月	取組の実施
令和9年3月中旬まで	実施報告書の提出
令和9年3月	報告会への出席

6 事業実施に係る注意事項

(1) 事業の進捗の共有及び各種書類の提出について

採択事業については、公演日や活動の主たる日程、場所等の詳細や作成した広報物（チラシ等）を随時事務局に共有してください。また、所定の様式により、助成金請求の手続きや、事業実施終了後に事業報告を行っていただきます。

(2) 「横浜市こどもアートセンター助成金」である旨の表示

採択事業については、事業実施の際に作成するポスター、チラシ、プログラム等の印刷物、ホームページ等に、本助成金対象事業である旨を表示してください。

【表示例】「本行事は、横浜市こどもアートセンター助成金の対象事業です。」

(3) アンケートの実施

採択事業に参加したこどもたちにアンケートを実施し、その結果を実施報告書に添付していただきます。

(4) その他

この助成を受けて実施するプログラムでは、参加者に対し、物品やチケットの販売はしないでください。